平成２２年（フ）第６号
北海道紋別市幸町７丁目３番19号
債務者　山内　麗未
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２２年（フ）第１０号
北海道紋別市落石町３丁目28番地の４
債務者　今野　歩美（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２２年（フ）第１１号
北海道紋別市落石町１丁目10番13号
債務者　山川　房夫
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２２年（フ）第１９１号
新潟市西区鳥原82番地２　喜春荘201号、前住所新潟市東区中興野３番17号Ｍハイツ Ⅰ―102号
債務者　佐々木紀彦
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９９８１号
大阪市都島区内代町２丁目14番25号　Ｌａ　Ｐｒｅｍｉｅｒｅ　Ｕｃｈｉｎｄａｉ　402号、申立時の住所大阪市阿倍野区丸山通１丁目３番42号
債務者　宮田　浩樹
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３７５号
大阪市西淀川区千舟３丁目７番24号西淀パッケージ内
債務者　林　　正雄
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４０５号
大阪府東大阪市友井２丁目14番20号
債務者　小笠原勝利
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５０２号
大阪市大正区三軒家東６丁目12番22号　富士マンション201号
債務者　原口　隆文
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５１５号
大阪府門真市小路町３番20―407号
債務者　千光士浩子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６２０号
大阪市旭区清水１丁目14番７号
債務者　石﨑　浩嗣
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８１７号
大阪市福島区福島４丁目８番25号ハートフルケア202号
債務者　山本　剛司
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９３６号
大阪府東大阪市寿町２丁目１番17号ラヴィコモード805号
債務者　嶌　　弘美
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９６７号
大阪市中央区安堂寺町２丁目６―26カルムイン長堀633号、住民票上の住所大阪府堺市堺区幸通３番23号
債務者　髙瀬絵利奈
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９８５号
大阪市生野区舎利寺２丁目13番８号
債務者　平井　一弘
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９９３号
大阪府箕面市瀬川１丁目12番18―105号
債務者　山根　淳治
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１３２号
大阪府門真市北島町12番16号
債務者　久保　俊一
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１４０号
大阪府吹田市岸部北２丁目15番１号
債務者　今江　昌子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部